

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

個人とみなされる納税義務者

Q : 私どもの町内会に、先日亡くなられた方から現金の遺贈がありました。この現金を町内会の経費に充てたいのですが、税金の関係はどのようになるのでしょうか？

A : 町内会など、代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団が遺贈により財産を取得した場合には、個人とみなされて相続税の課税関係が発生します。

【解説】

相続税は、相続又は遺贈により財産を取得した個人に対して課税され、法人には課税されません(ただし、法人税が課税されます)。また、町内会や校友会などのような代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団が遺贈により財産を取得した場合には、その社団又は財団を個人とみなして、相続税が課税されることとなっています。

これは、人格のない社団又は財団の場合、個人でもなく、また、法人格もないというだけで、遺贈による財産の取得に対して何らの課税も受けない結果となることは、税負担の公平の見地から適当でないと考えられるためです。

ただし、人格のない社団又は財団に対する財産の遺贈であっても、その遺贈に係る財産の価額が法人税法の規定により、その社団等の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される(法人税が課税される)場合には相続税は課税されません。

したがって、お尋ねの遺贈には、相続税が課税されることとなります。

